三　法第三十四条第一項の規定により勧誘を行うこと若しくは勧誘者に勧誘を行わせることの停止又は特定賃貸借契約に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じ、及び同条第三項の規定による公表をすること。

四　法第三十四条第二項の規定により勧誘を行うことの停止を命じ、及び同条第三項の規定による公表をすること。

五　法第三十五条第一項の規定による申出を受け、並びに同条第二項の規定により必要な調査を行い、及び同項の規定による措置をとること。

六　法第三十六条第一項の規定により必要な報告を求め、又は立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月十五日）から施行する。

（地方整備局組織規則の一部改正）

第二条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務）	（建政部の所掌事務）
第七条　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十四の三　（略）	一～十四の三　（略）
十四の四　特定転貸事業者等（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第二十八条に規定する特定転貸事業者等をいう。以下同じ。）の監督に関すること。	（新設）
十五～四十八　（略）	十五～四十八　（略）
（不動産適正取引対策官）	（不動産適正取引対策官）
第三十八条の三　（略）	**第三十八条の三**　（略）
2　不動産適正取引対策官は、次に掲げる事務を整理する。	2　不動産適正取引対策官は、次に掲げる事務を整理する。
一　（略）	一　（略）
二　特定転貸事業者等の監督のうち、特定賃貸借契約の適正化に関する事務で重要事項に関すること。	（新設）
三　（略）	二　（略）
（計画・建設産業課の所掌事務）	（計画・建設産業課の所掌事務）
第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十三の四　（略）	一～十三の四　（略）
十三の五　特定転貸事業者等の監督に関すること。	（新設）
十三の六　（略）	十三の五　（略）
十四～二十六　（略）	十四～二十六　（略）
（建設産業課の所掌事務）	（建設産業課の所掌事務）
第八十三条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第八十三条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　第八十一条第三号から第七号まで、第七号の三から第十三号の六まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。	一　第八十一条第三号から第七号まで、第七号の三から第十三号の五まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。
二　（略）	二　（略）
（建設産業第二課の所掌事務）	（建設産業第二課の所掌事務）
第八十三条の三　建設産業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第八十三条の三**　建設産業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　第八十一条第九号から第十三号の五まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。	一　第八十一条第九号から第十三号の四まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。
二～五　（略）	二～五　（略）

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第三条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（事業振興部の所掌事務）	（事業振興部の所掌事務）
第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四十八の三　（略）	一～四十八の三　（略）
四十八の四　特定転貸事業者等（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第二十八条に規定する特定転貸事業者等をいう。以下同じ。）の監督に関すること。	（新設）
四十九～五十一　（略）	四十九～五十一　（略）
（建設産業課の所掌事務）	（建設産業課の所掌事務）
第三十九条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第三十九条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十四の三　（略）	一～十四の三　（略）
十四の四　特定転貸事業者等の監督に関すること。	（新設）
十五～十八　（略）	十五～十八　（略）